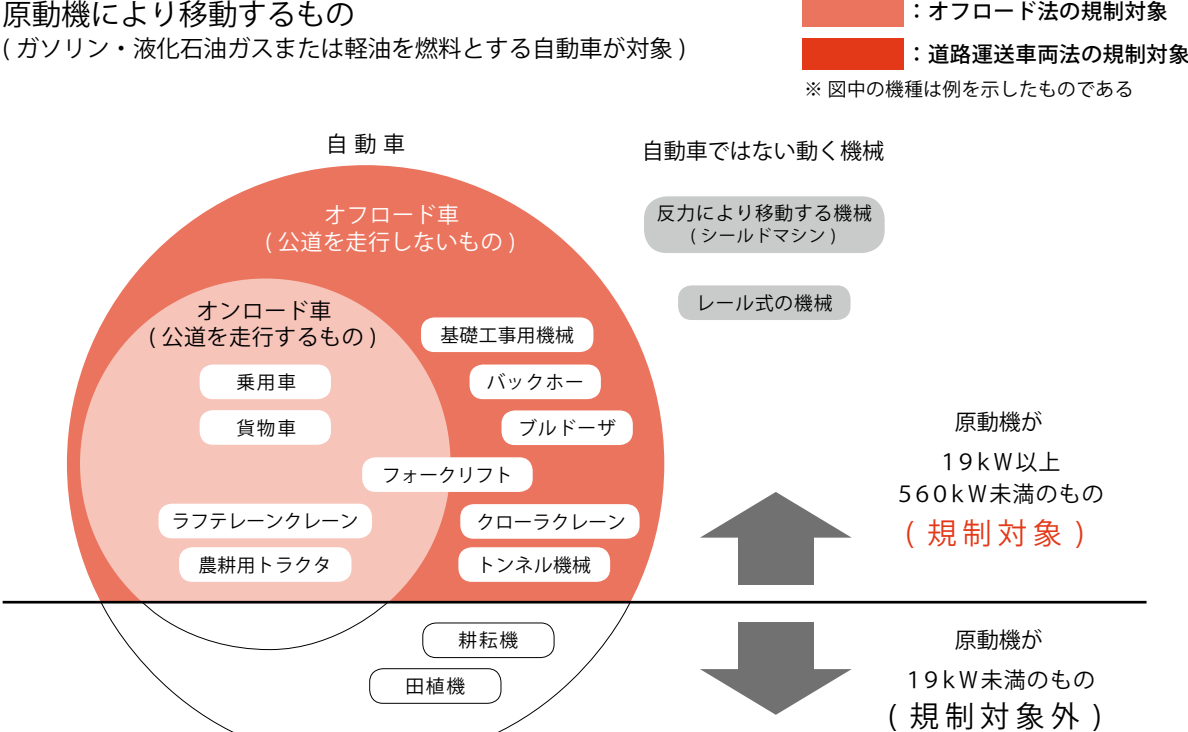


3 オフロード法指定制度

オフロード法における規制対象機械について



オフロード法における規制対象自動車一覧

1. 道路運送車両法の大型特殊自動車、小型特殊自動車に該当する自動車【法第2条第1項】

ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャー、タイヤ・ドーザ、モータ・スワイバ、ダンバ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレイカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、林内作業車、原野作業車、ホイール・キャリア、草刈作業車、農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機

2. 建設機械抵当法の建設機械に該当する自動車(上記以外)【法第2条第2項】

連続式バケット掘削機、くい打ち機及びくい抜き機、ペーパードレーンマシン、大口徑掘削機、アースオーガー、地下連続壁施工用機械、ジブクレーン、タワークレーン、ボーリングマシン、ドリルジャンボ、クローラードリル、トンネル掘進機、アグリゲートスプレッダー、フィーダー、クラッシャー、選別機、アスファルトフィニッシャー、コンクリートフィニッシャー、コンクリートスプレッダー、コンクリートペーパー

3. 上記の他、下記の要件に該当する自動車【告示第1条】

(専ら乗用の用に供する自動車及び道路運送車両法の規定により型式認証等を受けた自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。))は除く)

① 建設作業用重ダンプトラック

② 車体に備えた原動機等の動力を用いて作業装置を作動させることができる構造であって、構造装置が次のいずれかに該当していること。

イ カタピラを有するもの。

ウ

カ 前後の車台の間に、前後の車台がねじれることにより回転する軸を有するもの。

※なお、下記の機械等は、オフロード法による規制対象外である。

レール式の機械、被牽引自動車、クランプクレーン、油圧式杭圧入引抜機、反力により移動する機械(シールドマシン)、可搬式建設機械(発電発電機等)、ナンバープレートを取得していないトラック^(注)(重ダンプトラックを除く)等

注)当該トラックについては、道路運送車両法により更に厳しい排出ガス規制を受けていることから、オフロード法による規制対象外としている。

オフロード法(特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律)の規制適用開始時期について

排出ガス基準ごとの規制開始時期

種別(出力帯別) ※該当する油圧ショベル	H18年度 2006年度	H19年度 2007年度	H20年度 2008年度	H21年度 2009年度	H22年度 2010年度	H23年度 2011年度	H24年度 2012年度	H25年度 2013年度	H26年度 2014年度	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	備考
19kW以上 37kW未満(D1) ※3～6トン	2006年基準							経過措置 23ヶ月					継続生産車経過措置期間23ヶ月
	2011年基準							H25.10 規制開始				経過措置 11ヶ月	継続生産車経過措置期間11ヶ月
	2014年基準											H28.10 規制開始	
37kW以上 56kW未満(D2) ※7～8トン	2006年基準							経過措置 13ヶ月					継続生産車経過措置期間13ヶ月
	2011年基準							H25.10 規制開始				経過措置 11ヶ月	継続生産車経過措置期間11ヶ月
	2014年基準											H28.10 規制開始	
56kW以上 75kW未満(D3) ※11～14トン	2006年基準							経過措置 18ヶ月					継続生産車経過措置期間18ヶ月
	2011年基準							H24.10 規制開始				経過措置 23ヶ月	継続生産車経過措置期間23ヶ月
	2014年基準											H27.10 規制開始	
75kW以上 130kW未満(D4) ※15～20トン	2006年基準							経過措置 13ヶ月					継続生産車経過措置期間13ヶ月
	2011年基準							H24.10 規制開始				経過措置 23ヶ月	継続生産車経過措置期間23ヶ月
	2014年基準											H27.10 規制開始	
130kW以上 560kW未満(D5) ※25～85トン	2006年基準							経過措置 18ヶ月					継続生産車経過措置期間18ヶ月
	2011年基準							H23.10 規制開始				経過措置 23ヶ月	継続生産車経過措置期間23ヶ月
	2014年基準											H26.10 規制開始	

【中環審第9次答申】(平成20年1月29日)

(1) ディーゼル特殊自動車規制強化

・PM強化

・NOx強化

(2) ディーゼル特殊自動車NRTCモード導入

(※第9次答申のNOx強化以外は2011年基準の規制強化にて措置)

2014年基準の省令・告示改正による規制強化

【中環審第11次答申】(平成24年8月10日)

(1) ブローバイ・ガス還元装置導入

(2) RMC試験モード導入

(3) オバシメータ測定導入

排出ガス対策型建設機械の表示(ラベル)、オフロード法※の表示(ラベル)

※特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)

一般工事用機械

以下の表示(ラベル)が貼られた建設機械は、土木工事共通仕様書等に規定される排出ガス対策型建設機械として、直轄工事での使用が可能です。

(参考) ナンバーを取得している特殊車両であって、平成15年の排出ガス規制(第2次基準と同等)に適合した特殊車両には、自動車検査証の型式欄に2桁の識別番号(SA-, SB-, SC-, SD-)が記載されています。平成18年以降の排出ガス規制(第3次基準、オフロード法2006基準、2011年、2014年基準と同等)に適合した特殊車両には、自動車検査証の型式欄に3桁の識別記号が記載されています。



【第1次基準値表示(ラベル)】



【第2次基準値表示(ラベル)】



【第3次基準値表示(ラベル)】

特定特殊自動車の基準適合表示 オフロード法

【従来様式】

(2006年基準適合車)

1) ガソリン・LPGを燃料とし、基準に適合するもの

2) 軽油を燃料とし、改正前の基準に適合するもの



【2011年基準】

軽油を燃料とし、改正基準に適合するものに付されます。

※定格出力19kW以上560kW未満共通で「2011年基準」と表記します。



低騒音型シール



“建設省指定”の場合もあり

適正燃料使用のお願い ～ディーゼルエンジン搭載の建設機械には、必ず軽油をご使用ください～

ディーゼルエンジン車の場合、適正な燃料は軽油です。重油や灯油等の燃料や軽油に重油や灯油等が混和した燃料等の、軽油以外の燃料をディーゼルエンジン車に使用した場合、本来の性能が発揮できないばかりでなく様々な弊害が生じます。

特に近年の建設機械は、厳しい排出ガス規制をクリアするための精密な技術が採用されており、軽油以外の燃料を使用すると劣化や不具合をより生じやすい構造になっています。万が一不具合が生じると、メンテナンス費、オーバーホール費、修理代、休車コスト等全額お客様のご負担になる場合があります。

排出ガス基準に適合した建設機械は、燃料に軽油を使用することで人体や環境に有害なス(PM)や窒素酸化物(NOx)の排出を低減させる構造になっております。環境負荷を軽減し、私たちの健康と地球環境を守るため、ディーゼルエンジン搭載の建設機械には、必ず軽油をご使用ください。

● オフロード法に関する国土交通省告示※に、軽油の使用についての記載があります。

※オフロード法に関する国土交通省告示第1152号より軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。)を選択すること。

軽油以外の使用は行政指導の対象となる場合があります。また、管轄官庁の立入り調査に基づく排出ガス改善命令に違反した場合、使用者に対して罰則(30万円以下の罰金)が科せられる場合があります。

● さらに、エンジン故障の原因になります。

軽油以外の燃料を使うと、エンジン能力を十分発揮できないだけでなく、

・潤滑不良による部品摩耗 ・硫黄分による腐食摩耗 ・残留炭素による摺動部分の固着

・始動性の不良 ・排出ガス性情の悪化 ・エンジン出力の低下など、様々な不具合が発生します。

● 軽油以外の燃料を使用した場合

不具合が生じた際のメンテナンス、オーバーホール、修理、部品交換に係る費用および休車となった場合の入替費用等もお客様のご負担になる場合があります。